[illegible]労働委員[illegible]文部

是カ為メ 一二名

争団ニ陥レリ

昔ニ於テハ従業員雅 全人[illegible]不払 不確実ノ為 去月中争議

生シ確実ナル支払ノニ付テハ解決シタルモ其ノ後ヲ無事ニ至ルニ付 [illegible]

セシ為職工中 村 松村 外十一名ハ要求ヲ為スト共ニ 二名

ヨリノ一斉罷業ヲ断行ス

一、従組不払ニ付 同盟怠業ヲ為ス

六、大前保険ヤ七月印付 健康保

五、工場主ハ今般当工場ヲ閉鎖シ一旦全従業員ヲ解雇シ従業員ハ更ニ

以テ当局ニ於テ工場主ニ甚ダ不当ナル旨ヲ伝ヘタリ

六、健康保険ハ当時加入セシメタル

職工ガ無事ニ今日迄就業シ来リシニ目下一年九ヶ月未払

争ニア 帝 元来世間通ノ親和モ其ノ関係ニ立テ[illegible]

リタルハ其他ノ意見ハ職工側ニ於テ議論スル所ナレバ工場閉鎖

[illegible]ノ此ノナキ旨支払ハレタリ職工ハ此ノ時ニハ其ノ事業ノ受取ル十月ヨリ見ル工場

ナル[illegible]義務ハ最早ナシ研究中ナリシカ偶々公所川口電鍍工場ヲ

主ト 株式会社[illegible]七月六日来 仲介 利害ヲ[illegible]実際ニ於テ七月八日開

催ス見タリ

昭和[illegible]年七月八日 労働者側 工場主ノ代表ト会見シ了解シ[illegible]

一、工場主側ニテ争議ノ当時費用ヲ退職者其他ノ手当トシテ

金五百円也ヲ支出スル事

今後従業員ニ対シテハ工場主側 従業員側 従業員側ノ三者協

議ノ上合理的営業ノ方法ニ依リ為スコト

⑩ 関東消費組合[illegible]会社 (七、中七、一六)

所在地 神奈川 明和通二丁目

財團 [illegible]協調會
法人 [illegible]